

平成21年第1回埼玉県後期高齢者
医療広域連合議会臨時会 議案

平成21年7月23日開会

議 案 目 次

議案第 8 号	専決処分の承認を求めることについて（埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）	1
議案第 9 号	専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号））	4
議案第 10 号	専決処分の承認を求めることについて（財産の取得）	6
議案第 11 号	埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	8
議案第 12 号	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第 13 号	平成 21 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊

議 案 第 8 号

専決処分の承認を求めることについて

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第24号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成21年7月23日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 須 田 健 治

提 案 理 由

所得の少ない被保険者に係る保険料の軽減措置を実施する方針が国において決定されたことに伴い、緊急に埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例を改正する必要性が生じ、平成21年5月28日に埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（別紙）

平成21年5月28日

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 須 田 健 治 印

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第7条中「若しくは附則第13条」を「、附則第13条若しくは附則第14条」に改める。

附則第11条中「同条第1項第1号及び第2項」を「同条第1項第1号及び第3項」に改める。

附則に次の1条を加える。

（平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）

第14条 平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の規定を適用する場合には、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の2の規定を適用する場合には、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成21年4月1日から適用する。

議 案 第 9 号

専決処分の承認を求めることについて

平成20年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成21年7月23日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 須田 健治

提 案 理 由

国からの平成20年度高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の追加交付に伴い、その額を平成20年度中に埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金に積み立てる必要があるため、平成21年3月10日に平成20年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成20年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）（別紙）

平成21年3月10日

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 須 田 健 治

印

平成21年3月専決

平成20年度

埼玉県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療事業特別会計補正予算及び補正予算説明書

目 次

後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）	1
第1表 歳入歳出予算補正	4
後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）説明書	7
歳入歳出補正予算事項別明細書	8
1. 総括	8
2. 歳入	
(2) 国庫支出金	10
(6) 繰入金	10
3. 歳出	
(1) 総務費	11
(6) 基金積立金	11

後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）

平成20年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）

平成20年度埼玉県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ134,090千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ367,560,193千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成21年3月10日専決

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 須田 健 治

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 国庫支出金		108,253,995	131,090	108,385,085
	2. 国庫補助金	26,120,709	131,090	26,251,799
6. 繰入金		1,236,462	3,000	1,239,462
	2. 基金繰入金	1,055,774	3,000	1,058,774
歳入合計		367,426,103	134,090	367,560,193

(歳出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		1,193,249	3,000	1,196,249
	1. 総務管理費	1,193,249	3,000	1,196,249
6. 基金積立金		6,678,468	131,090	6,809,558
	1. 基金積立金	6,678,468	131,090	6,809,558
歳出合計		367,426,103	134,090	367,560,193

後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市 町 村 支 出 金	72,698,764	0	72,698,764
2. 国 庫 支 出 金	108,253,995	131,090	108,385,085
3. 県 支 出 金	27,965,954	0	27,965,954
4. 支 払 基 金 交 付 金	157,209,544	0	157,209,544
5. 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 交 付 金	23,080	0	23,080
6. 繰 入 金	1,236,462	3,000	1,239,462
7. 諸 収 入	35,004	0	35,004
8. 財 産 収 入	3,300	0	3,300
歳 入 合 計	367,426,103	134,090	367,560,193

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	1,193,249	3,000	1,196,249			3,000	
2. 保険給付費	357,780,275	0	357,780,275				
3. 県財政安定化基金拠出金	460,632	0	460,632				
4. 特別高額医療費共同事業拠出金	23,080	0	23,080				
5. 保健事業費	1,260,299	0	1,260,299				
6. 基金積立金	6,678,468	131,090	6,809,558	131,090			
7. 公債費	20,000	0	20,000				
8. 諸支出金	100	0	100				
9. 予備費	10,000	0	10,000				
歳出合計	367,426,103	134,090	367,560,193	131,090		3,000	

2. 歳入

(款) 2. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3. 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金	2,466,019	131,090	2,597,109	1. 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金	131,090	高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金 131,090
計	26,120,709	131,090	26,251,799			

(款) 6. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

1. 後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金	1,055,774	3,000	1,058,774	1. 後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金	3,000	後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金 3,000
計	1,055,774	3,000	1,058,774			

3. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	1,193,249	3,000	1,196,249			3,000		12. 役務費	3,000	広告料	3,000
計	1,193,249	3,000	1,196,249			3,000					

(款) 6. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

2. 後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金	2,469,319	131,090	2,600,409	131,090				25. 積立金	131,090	後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金	131,090
計	6,678,468	131,090	6,809,558	131,090							

議案第10号

専決処分の承認を求めることについて
財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条
第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成21年7月23日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 須田 健治

提案理由

財産を取得することについて、専決処分したので、地方自治法第179条第3項の
規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 財産の種類 備品
- 2 財産の内容 広域連合標準システムに係るサーバ等機器
- 3 取得金額 64,207,500円
- 4 納入者 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4丁目2番11号
AGS株式会社
代表取締役 小川 修一

平成21年2月26日

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 須田 健治 印

議案第11号

埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例
の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年広域連合条例第16号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成21年7月23日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 須田 健治

提案理由

統計法の全部改正及び統計報告調整法の廃止に伴い、必要な規定の整理をするため、埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年広域連合条例第16号）の一部を次のように改正する。

第57条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。）に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報
- (2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

第57条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第12号

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の
一部を改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例（平成20年
広域連合条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成21年7月23日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 須田 健 治

提案理由

新たな保険料軽減策に添って後期高齢者医療制度臨時特例基金を処分できる旨を規定するため、同基金条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の
一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例（平成20年
広域連合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第5号中「平成19年政令第325号」の次に「。以下「算定政令」とい
う。」を加え、「並びに」を「及び」に改め、同条に次の1号を加える。

（6） 条例附則第14条の規定による被保険者均等割額の減額（算定政令第10条
第1項に規定する額を除く。）のための財源に充てる場合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。